

裁判シナリオにおける非対称な認知 ——規定因と帰結の検討——

白岩 祐子 (shirayu@L.u-tokyo.ac.jp)
松本 龍児・内堀 大成・唐沢 かおり
〔東京大学〕

Asymmetric perceptions in a mock trial scenario: The examination of the prognostic factors and the consequence
Yuko Shiraiwa, Ryuji Matsumoto, Taisei Uchihori, Kaori Karasawa
Graduate School of Humanities and Sociology, University of Tokyo, Japan

Abstract

This study examined the citizen judge's sentencing decisions from "asymmetric perceptions" to crime victim's statements. "Asymmetric perceptions" is the phenomenon that people see others as more influenced by particular strong messages than themselves. In this study, the determination factors and the consequence of asymmetric perceptions composed of impact-perceptions to others and self were examined. Some 100 undergraduates were subjected to a description about citizen judge system and victim participant system which were introduced in recent years in Japanese criminal trial and they answered their own attitude for or against victim participant system. After reading a fictional accidental mortality case and its trial scenario, they made answer impacts to other judges and themselves by crime victim's statements presented in the scenario. In the instruction, whether other judges were legally-professional or not was manipulated (lay person vs. law school students). Finally, participants made sentencing decisions to the defendant pleaded guilty. ANOVA revealed that the mock judges showed asymmetric perceptions in respect to crime victim's statements under the "lay person" condition. As predicted, when other judges were law school students, participants considered the victim's statements had smaller impact to other judges. In this condition, an asymmetric perception disappeared. Furthermore, as an earlier study showed, participants who oppose victim participant system see the victim's statements as having smaller impact on themselves, and imposed a more lenient punishment to the defendant. The results are suggestive that the findings of asymmetric perceptions in medias impact-study are applicable to judiciary decision-study.

Key words

citizen judge system, victim participant system, asymmetric perceptions, third-person effect, sentencing decision

1. 目的

1.1 非対称な認知

人々には、「自分より他者の方が社会的影響を受けやすい」と認知する傾向がある (Pronin, Gilovich, & Ross, 2004; Pronin, Berger, & Molouki, 2007)。この現象は、社会的影響に関する非対称な認知、あるいは第三者効果と呼ばれている (Davison, 1983)。非対称な認知は一般に、特定の情報による他者と自己へのインパクト認知をそれぞれ測定し、その差を求めることで見いだされる。つまり、他者インパクト認知が大きく、自己インパクト認知が小さいほど、非対称性は増すことになる。

このうち自己インパクト認知は、提示される情報の適切さに規定されることを、先行研究は明らかにしてきた。具体的には、情報が社会的に不適切なものであるほど、それによる自己インパクト認知は小さくなる傾向がある (Gunther, 1991; Gunther & Thorson, 1992; Gunther & Mundy, 1993; White, 1997)。Perloff (1993, 1999) はこれらの結果

にもとづき、「不適切な情報に影響されない自己像を保持したい」という自己奉仕的 (self-serving) な動機が、小さい自己インパクト認知につながると指摘している。

一方、他者インパクト認知は、認知者の知識量と関連することが知られている。具体的には、提示される情報について「自分は知識をもっている」と認知している人ほど、その情報による他者インパクトを大きく認知しやすい (Driscoll & Salwen, 1997; Rucinski & Salmon, 1990; Tiedge, Silverblatt, Havice, & Rosenfeld, 1991)。その理由として Perloff (1999) は、「自分はこの話題に精通している」という人々の自覚や自尊心が、その話題に対して他者をもつ免疫力への低評価、すなわち「他者は不適切な情報に影響されやすい」という推測をもたらすためであると述べている。ところで、これらの研究では一般的に、「他者」は「他のアメリカ国民」のように抽象的に表記され、その属性が具体的に示されることはない。つまりこれらの研究において認知者は、他者をもつ専門性についての予備知識をもたない状態で、特定の情報が他者にもたらすインパクトを推測していることになる。他者の属性が明示され、とくに専門性をもつ人物と示された場合と、専門性をもたない存在とされた場合で、他者インパクト認

知はどのように変化するだろうか。他者が専門性をもたない場合、他者属性が曖昧であった先行研究と同様、人々は他者インパクトを大きく認知するのに対し、他者に専門性のあるとき、人々はその専門性ゆえに他者インパクトを小さく認知し、その結果、非対称な認知は解消するだろう。この予測を検証することにより、特定の情報、とりわけ、社会的に望ましくない情報が他者に及ぼすインパクトが大きく認知されるのは、他者の匿名性が高く、専門性がない場合に限られることを明確に示すことができるだろう。

非対称な認知はさらに、情報検閲など、その後の社会的判断を規定すると考えられている (Davison, 1983)。たとえば、性的・暴力的な描写など、社会的に不適切なメディア・コンテンツに対して生じた非対称な認知は、その情報を検閲しようとする個人の意図を強めることが報告されている (Rojas, Shah, & Faber, 1996; Shah, Faber, & Youn, 1999)。このように、非対称な認知が、情報による社会的インパクトを抑制する判断につながる理由として、Davison (1983) は、他者インパクト認知にもとづく戦略的方略説を唱えている。この主張の要旨は、情報による他者インパクトが大きく見積もられると、そのように不適切なインパクトを中和するための戦略的な判断が行われるというものである。しかし、Rojas et al. (1996) や Shah et al. (1999) が示したのは、認知の非対称性、つまり、他者・自己インパクト認知の差が検閲意図にもたらす効果であり、他者インパクト認知による直接的な効果ではない。そのため、Davison (1983) が示した戦略的方略説の妥当性は、いまだ明らかにされていないといえるだろう。これを明らかにするためには、他者インパクト認知が個人の判断に及ぼす直接的な効果を実証する必要がある。

1.2 刑事裁判における非対称な認知

非対称な認知に関する上記の知見は、マスメディア情報に関する研究の中で蓄積されてきた。これに対し近年では、法的場面において生じる非対称な認知が検討されている。

日本では2008年以降、一般市民が刑事裁判に参加する裁判員制度⁽¹⁾と、犯罪被害者が刑事裁判に参加する被害者参加制度⁽²⁾が始まっている。両制度は殺人、傷害致死などの重大事件で重複するため、多くの実務家やマスメディアは「法律のしろうとである一般市民が、裁判参加する被害者の発言に影響されうる」と指摘してきた (e.g., 朝日新聞, 2007; 日本弁護士連合会, 2007)。これらの論調に着目した白岩・荻原・唐沢 (2012) や白岩・唐沢 (2013) は、両制度が適用される裁判シナリオを用いて、多くの参加者が、被害者の発言に非対称な認知を呈すること、すなわち「自分より他の裁判員の方が被害者の発言に心を動かされる」と考えることを示した (白岩他, 2012; 白岩・唐沢, 2013)。とくに、被害者が裁判参加することに否定的な人ほど、その発言による自己インパクトを小さく認知する傾向がみられた (白岩他, 2012)。この結果は、「情

報が不適切であるほど、それによる自己インパクト認知は小さくなる」という前掲の知見 (Gunther, 1991; Gunther & Thorson, 1992; Gunther & Mundy, 1993; White, 1997) を追証するものと考えられる。

さらに非対称な認知は、被告人に対する量刑判断を抑制する効果をもっていた (白岩他, 2012)。この結果は一見すると、「非対称な認知は、情報が他者 (他の裁判員) にもたらすインパクトを抑制するような判断につながる」という Davison (1983) の主張を裏づけている。しかし、この量刑抑制効果は実際には、他者インパクト認知によるものではなかった。上記したように、被害者の裁判参加に対する否定的な態度が、小さい自己インパクト認知を介して、被告人に対する軽い量刑判断をもたらしていたのである (白岩・唐沢, 2013)。つまり被害者の裁判参加に否定的な人ほど、「自分は被害者の発言に心を動かされていない」と考え、被告人に軽い量刑判断を下す傾向があった。この結果は、「個人の判断は、あらかじめ個人が有している態度に規定される」という常識的な判断プロセスの表れであり、Davison (1983) が提起した「他者へのインパクト予測にもとづく戦略的方略」説とは一致しない。

1.3 本研究の目的

本研究ではまず、裁判場面における非対称な認知の規定因とその帰結につき、上記の研究結果 (白岩他, 2012; 白岩・唐沢, 2013) を追証し、その頑健性を明らかにする。具体的には、「被害者の発言に対して非対称な認知が生起する」という仮説1と、「被害者の裁判参加に対する否定的な態度は、小さい自己インパクト認知を介して軽い量刑判断につながる」という仮説2を検証する。さらに、非対称な認知のうち他者インパクト認知と、他者の属性 (専門性) との関連を検討し、被害者の発言による他者インパクトが大きく認知される前提条件を明らかにするため、次の2つの仮説を検討する。すなわち、「“他者” が、関連する情報についての専門性をもつとき、他者インパクト認知は小さくなる」という仮説3-1と、「“他者” が、関連する情報についての専門性をもつとき、非対称な認知は生起しない」という仮説3-2である。本研究が扱う刑事裁判という文脈上、専門性に該当するのは法的知識である。そのため、他者が法科大学院生⁽³⁾であるとき、被害者の発言による他者インパクト認知は小さくなり、非対称な認知は解消することを検証する。

2. 方法

2.1 参加者と実験手続き

東京大学の学生とその家族103名 (男性72名・女性30名・不明1名、平均年齢23.48歳、 $SD = 8.95$) が、「犯罪や裁判に関する意識調査」と題した質問紙にもとづくシナリオ実験に参加した。

2.2 質問紙

質問紙は、以下に示す設問とシナリオから構成された。

まず冒頭に、裁判員制度と被害者参加制度が刑事裁判に導入された旨と、両制度の概要を数行で示した。次に、「ある傷害致死事件の裁判員に選ばれた」という想定で、事件概要とシナリオを読み、設問に回答するよう参加者に求めた。事件概要とシナリオは白岩・唐沢（2013）を踏襲した。具体的な質問紙の構成と設問、および操作内容は次のとおりである。

2.2.1 裁判員制度・被害者参加制度の概要

「2008年から2009年にかけて、次のような2つの制度が刑事裁判に導入されました」というリード文に続けて、裁判員制度については「一般市民6名が裁判に参加し、3名の裁判官と一緒に、有罪・無罪や量刑を決める制度」と教示し、被害者参加制度については「事件の被害者やその遺族などが裁判に参加して、被告人に質問したり、自分の意見を述べたりすることができる制度」と教示した。

2.2.2 被害者参加制度への否定的態度

「被害者参加制度について、あなたはどのように思いますか」を7件法（「とても賛成:1」から「とても反対:7」）で尋ねた。

2.2.3 事件概要

内容は、被告人が以前勤めていた会社の同僚と、金銭トラブルをめぐる口論になり、所持していた果物ナイフで相手の腹部を刺して逃走し、被害者は死亡したというものである。被告人は罪状を認めている旨も記載された。

2.2.4 裁判シナリオ

「被告人弁護人の陳述」「被害者（父親）の被告人質問」「検察官の論告・求刑」「被害者（父親）の論告・求刑」「被告人弁護人の弁論」を記載した。類似事件での量刑傾向を参考に、検察官は12年、被害者（父親）は法定刑の上限である20年を求刑した。

2.2.5 読み取り確認

参加者が、事件概要と裁判シナリオを読み、正しく理解していることを確認するため、「あなたは、被告人の処分をどのように判断しますか」（無罪・有罪）を尋ねた。被告人は罪状を認めているため、「有罪」が正答となる。「無罪」と回答した1名のデータを除外した（前掲した参加者の属性は除外後のものである）。

2.2.6 他者属性の操作

他者属性（一般市民／法科大学院生）の操作として、「この調査は、都内の大学生と、裁判員になる資格のある一般市民の方／法科大学院生（司法試験を受験する人のための専門職大学院生）の方に協力をお願いします。そのことをふまえて、以下の質問にお答えください」という偽の教示を行った（参加者間要因）。

2.2.7 自己・他者インパクト認知

「被害者（父親）の発言に、あなた自身はどの程度心を動かされましたか」（「まったく動かされなかった:1」から「とても動かされた:7」までの7件法）と、「被害者（父親）の発言に、あなた以外の裁判員（裁判員資格のある一般市民の方／法科大学院生）は、どの程度心を動かされたと思いますか」（「まったく動かされなかった:1」から「とても動かされた:7」までの7件法）を尋ねた（参加者内要因）。

2.2.8 量刑判断

「あなたは、被告人に対してどのような量刑を下しますか。適当だと思う年数に1つ丸をつけてください」と尋ねた（3年から20年）。

2.2.9 操作チェック

他者属性の操作のチェック項目として、「あなた以外の裁判員（裁判員資格のある一般市民の方／法科大学院生）は、司法に関する知識をどの程度もっていると思いますか」を尋ねた（「まったくもっていない:1」から「とてももっている:7」までの7件法）。

3. 結果

3.1 操作チェック

他者属性（一般市民／法科大学院生）を独立変数、操作チェック項目を従属変数とする分散分析を行ったところ、一般市民条件（ $M = 2.95, SD = 0.99$ ）と法科大学院生条件（ $M = 5.10, SD = 1.43$ ）の間に有意差が確認された（ $F(1, 77) = 61.00, p < .001$ ）。したがって他者属性の操作は成功したと考えられる。

3.2 被害者の裁判参加への否定的態度と自己インパクト認知

「被害者の裁判参加に対する否定的な態度は、小さい自己インパクト認知を介してより軽い量刑判断につながる」という仮説2を、媒介分析（Baron & Kenny, 1986）によって検討した。はじめに、被害者参加制度への否定的態度（ $M = 3.43, SD = 1.51$ ）を説明変数、量刑判断（ $M = 12.42, SD = 3.66$ ）を被説明変数とする回帰分析を行ったところ、有意な負の効果が確認され（有意傾向）、被害者の裁判参加に否定的であるほど被告人に対する量刑判断は軽くなることが示された（ $R^2 = .04, p < .10, \beta = -.19, p < .10$ ）。さらに、被害者参加制度への否定的態度から自己インパクト認知に対する負の効果も有意となった（ $R^2 = .06, p < .05, \beta = -.25, p < .05$ ）。言い換えれば、被害者の裁判参加に否定的な人ほど、被害者の発言による自己インパクトを小さく認知していた。加えて、自己インパクト認知は量刑判断に対し有意な正の効果を有していた（ $R^2 = .04, p < .05, \beta = .21, p < .05$ ）。最後に、被害者参加制度に対する否定的態度と自己インパクト認知を説明変数、量刑判断を被説明変数とする重回帰分析を行ったところ、被害者参加制度への否定的態度が量刑判断に及ぼす効果は有意でなくなったが

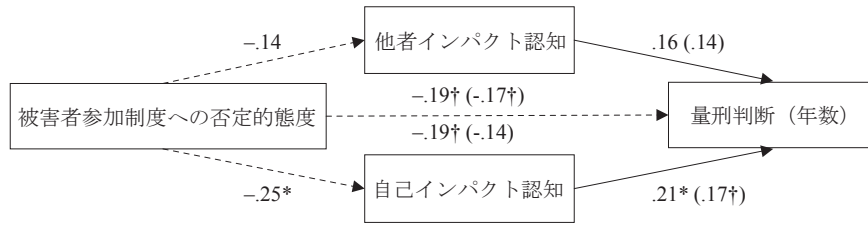


図1：被害者参加制度への否定的態度と量刑判断の媒介分析
注：† $p < .10$, * $p < .05$ 実線は正の効果、点線は負の効果を示す。

($\beta = -.14, n.s.$)、自己インパクト認知は量刑判断の予測因としてなお有意傾向であった ($\beta = .17, p < .10$)。以上の結果から、「被害者の裁判参加に反対する人ほど、被害者の発言による自己インパクトを小さく認知し、より軽い量刑判断を下す」という仮説2は追証されたといえる。なお、他者インパクト認知の媒介効果もあわせて検討したが、有意な媒介過程は確認されなかった (図1)。

3.3 他者属性と他者インパクト認知

次に、「被害者の発言に対して非対称な認知が生起する」という仮説1と、「他者」が、関連する情報についての専門性をもつとき、被害者の発言による他者インパクト認知は小さくなる」「他者」が、関連する情報についての専門性をもつとき、非対称な認知は生起しない」という仮説3-1・3-2を検討するため、他者属性と他者・自己インパクト認知の混合要因分散分析を行った (図2)。その結果、他者・自己インパクト認知の主効果は有意でなく ($F(1, 101) = 1.98, n.s.$)、他者属性 ($F(1, 101) = 8.46, p < .01$) の主効果および交互作用 ($F(1, 101) = 8.64, p < .01$) が有意となった。単純主効果の検定を行ったところ、一般市民条件では他者インパクトが自己インパクトより相対的に大きく認知されていた ($F(1, 101) = 9.20, p < .01$)。つまり、一般市民条件では非対称な認知が生起したが、法科大学院生条件では、他者・自己インパクト認知の間に有意差はみられなかった ($F(1, 101) = 1.14, n.s.$)。また他者インパクト認知に着目すると、他者が一般市民であ

るときより、法科大学院生であるとき他者インパクト認知は小さくなっていた ($F(1, 101) = 19.13, p < .001$)。以上の結果から、「被害者の発言に対して非対称な認知が生起する」という仮説1は一般市民条件で支持され、また「他者」が、関連する情報についての専門性をもつとき、被害者の発言による他者インパクト認知は小さくなる」という仮説3-1、および「他者」が、関連する情報についての専門性をもつとき、非対称な認知は生起しない」という仮説3-2も支持されたと結論できる。

4. 考察

本研究は、被害者の発言に対して非対称な認知が生起するかどうか、また、非対称な認知を規定する「他者インパクト認知」および「自己インパクト認知」の規定因と、これらの要因が量刑判断に及ぼす効果について検証した。

他者の属性を一般市民として教示した条件では、とくにそのような教示をしていない先行研究 (白岩他, 2012; 白岩・唐沢, 2013) と同じく、裁判シナリオ中の被害者の発言に対し、人々は「他者は自分より心を動かされる」と認知することが明らかになった。したがって、他者に専門性がない場合、あるいはその点が曖昧な状況において、被害者の発言に対し人々が非対称な認知を示す傾向は頑健である、と結論づけることができるだろう。さらに、被害者の裁判参加に対する個人の否定的な態度は、被害者の発言による小さい自己インパクト認知につながる、という結果 (白岩・唐沢, 2013) も本研究で追証された。つまり、被害者が裁判で発言することに否定的な人ほど、「被害者の発言に自分は心を動かされていない」と自己認知する傾向がみられた。この結果は、マスメディア効果の文脈で示されてきた、「不適切な情報による自己インパクトは、自己奉仕的な動機によって小さく認知される」という知見 (Gunther, 1991; Gunther & Thorson, 1992; Gunther & Mundy, 1993; White, 1997) が、裁判場面にも適用可能であることを示している。

一方、量刑判断の規定因については、Davison (1983) が主張した「他者インパクト認知にもとづく戦略的方略」説とは異なる結果が確認された。本研究では、「提示された情報を不適切とみなす個人が、その情報による自己インパクトを小さく認知し、情報が唱道する方向とは逆の判断を行う」という判断プロセス (白岩・唐沢, 2013) が追証された。つまり、個人の量刑判断は、他者インパクト認知ではなく、自己インパクト認知を介した、被害

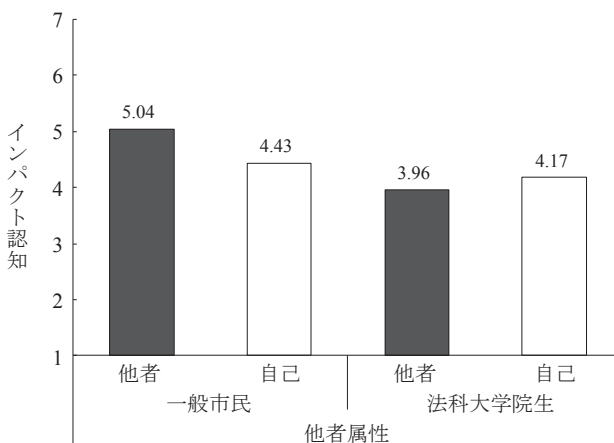


図2：他者・自己インパクト認知に対する他者属性の効果

者の裁判参加に対する個人の態度に規定されていたのである。この判断プロセスは、「個人の判断は、個人があらかじめ有している態度に規定される」という古典的な知見の再現であり、これ自体新しい発見とはいえない。しかし、非対称な認知が個人の判断を規定する際、Davison (1983) の「戦略的方略」説以外にもパターンがあることを示した点に、本研究の意義はあると考えられる。先行研究では、情報に対する検閲意図が従属変数であったのに対し、本研究では、疑似的とはいえ、説明責任が課せられる刑事裁判での量刑判断が従属変数であった。量刑は被告人のその後を左右する重要な決定事項であり、これを判断する上では、他者の動向予測ではなく、個人の態度や価値観が判断基準になりやすかったものと考えられる。

本研究ではまた、「知識がある」と自己認知する人は、他者インパクトを大きく認知する」という知見を (Driscoll & Salwen, 1997; Rucinski & Salmon, 1990; Tiedge, et al., 1991)、「知識のある他者へのインパクトは小さく認知される」という予測へと拡張し、この予測を検討するため他者の属性を操作した。その結果、他者が一般市民であるときに比べ、他者が法科大学院生、つまり、専門性をもつ人物であるとき、人々は被害者の発言による他者インパクトを小さく認知し、非対称な認知を示さなくなった。しかし、他者が一般市民であるときには依然、他者インパクトは自己インパクトより大きく認知される結果となった。この結果と、他者属性をとくに明示しない条件において非対称な認知の生起を確認した先行研究の結果 (白岩他, 2012; 白岩・唐沢, 2013) を総合すると、被害者の発言による他者インパクトが大きく認知され、非対称な認知が生じるのは、「他者には法的専門性がない」という認知、あるいはそのような推測に起因している、と結論づけることができるだろう。一般市民、すなわち法的専門性をもたない人々が裁判員を務める、という裁判員制度の特徴に照らすと、この結果は、裁判員が他の裁判員の反応をどのように認知・推測する傾向にあるのかということを示唆している。つまり、被害者の発言を聞いた一般市民は、その発言による他の一般市民へのインパクトを大きく見積もった状態で評議にのぞむ傾向がある、といえるだろう。

非対称な認知は、自己の特性をポジティブに、他者の特性をネガティブに評価しようとする、自己奉仕的な動機ゆえに生起すると理解されている (Perloff, 1993, 1999)。本研究で示された「被害者の裁判参加に反対する人ほど、その発言による自己へのインパクトを小さく認知する」「他者が専門性を備えているとき、他者へのインパクトは小さく認知される」という結果は、非対称な認知の規定因に関する上記の洞察を裏づけるものと考えられる。ただし、マスメディア情報に対する個人の認知と判断を検討してきた先行研究とは異なり、裁判場面での被害者の発言に対する個人の認知と量刑判断を検討してきた本研究には、「評議」というさらなる要因について検討する余地が残されている。今後は、被害者の発言に対して生じ

た非対称な認知が、評議、つまり、複数の裁判員の討議を経て、どのように変化していくかについても検討する必要があるだろう。あわせて、被害者の発言が不適切とみなされる理由についても、今後くわしく検討していくことが求められる。

注

- (1) 特定の重大事件において、一般の人々が刑事裁判に出席し、職業裁判官とともに法的判断を行う制度である。
- (2) 希望する被害者が重大事件の刑事裁判に参加して、被告人に直接質問などを行う制度である。
- (3) 裁判員法の職業禁止事由により、法学者などの専門家は裁判員になることが認められていない。そのため専門家を「他者」とした場合、結果を司法実務に一般化できないという問題が生じる。研究の社会的妥当性と実験操作の妥当性を両立させるため、本研究では、専門性のある他者として法科大学院生という属性を用いた。

引用文献

- 朝日新聞 (2007). 被害者参加 真実解明との両立を. 2月2日朝刊.
- Baron, R. M. & Kenny, D. A. (1986). The moderator-mediator variable distinction in social psychological research: conceptual, strategic, and statistical considerations. *Journal of Personality and Social Psychology*, 51(6), 1173-1182.
- Davison, W. P. (1983). The third-person effect in communication. *Public Opinion Quarterly*, 47(1), 1-15.
- Driscoll, P. D. & Salwen, M. B. (1997). Self-perceived knowledge of the O. J. Simpson trial: third-person perception and Perceptions of guilt. *Journalism and Mass Communication Quarterly*, 74(3), 541-556.
- Gunther, A. (1991). What we think others think: cause a consequence in the third-person effect. *Communication Research*, 18(3), 355-372.
- Gunther, A. C. & Thorson, E. (1992). Perceived persuasive effects of product commercials and public service announcements: third-person effects in new domains. *Communication Research*, 19(5), 574-596.
- Gunther, A. C. & Mundy, P. (1993). Biased Optimism and the third-person effect. *Journalism Quarterly*, 70(1), 58-67.
- 日本弁護士連合会 (2007). 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる被害者参加制度に対する意見書. <http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070501.html> (2009年11月17日).
- Perloff, R. M. (1993). Third-person effect research 1983-1992: a review and synthesis. *International Journal of Public Opinion Research*, 5(2), 167-184.
- Perloff, R. M. (1999). The third-person effect: a critical review and synthesis. *Media Psychology*, 1(4), 353-378.
- Pronin, E., Gilovich, T., & Ross, L. (2004). Objectivity in the eye of the beholder: perceptions of bias in self versus others.

Psychology Review, 111(3), 781-799.

- Pronin, E., Berger, J., & Molouki, S. (2007). Alone in a crowd of sheep: asymmetric perceptions of conformity and their roots in an introspection illusion. *Journal of Personality and Social Psychology*, 92(4), 585-595.
- Rojas, H., Shah, D. V., & Faber, R. J. (1996). For the good of others: Censorship and the third-person effect. *International Journal of Public Opinion Research*, 8(2), 163-186.
- Rucinski, D. & Salmon, C. T. (1990). The 'other' as the vulnerable voter: a study of the third-person effect in the 1988 U.S. presidential campaign. *International Journal of Public Opinion Research*, 2(4), 345-368.
- Shah, D. V., Faber, R. J., & Youn, S. (1999). Susceptibility and Severity: perceptual dimensions underlying the third-person effect. *Communication Research*, 26(2), 240-267.
- 白岩祐子・荻原ゆかり・唐沢かおり (2012). 裁判シナリオにおける非対称な認知の検討—被害者参加制度への態度や量刑判断との関係から—。社会心理学研究, 28(1), 41-50.
- 白岩祐子・唐沢かおり (2013). 被害者参加人の発言および被害者参加制度への態度が量刑判断に与える影響。実験社会心理学研究, 53(1), 12-21.
- Tiedge, J. T., Silverblatt, A., Havice, M. J., & Rosenfeld, R. (1991). Discrepancy between perceived first-person and perceived third-person mass media effects. *Journalism Quarterly*, 68(1-2), 141-154.
- White, H. A. (1997). Considering interacting factors in the third-person effect: argument strength and social distance. *Journalism and Mass Communication Quarterly*, 74(3), 557-564.

(受稿：2014年4月7日 受理：2014年4月14日)